

仕様検討・協議方式 概要資料

令和7年4月

日本原子力研究開発機構
財務契約部

1. 概要

仕様検討・協議方式は、従前の契約方式と異なり、発注者（原子力機構）が具体的な仕様を一方的に定めるのではなく、受注者（契約予定企業）との対話を通じて相互理解を深めた上で最適な契約条件（仕様内容・価格等）を協議・検討し、決定する契約方式です。

2. 特徴と目的

- 従来の方式との違い

【従来】発注者が一方的に仕様を決定

【新方式】発注者と受注者が対話を通じて仕様・価格等を協議し決定

- 目的

- ・ 最適な契約条件（仕様内容・価格等）の模索・採用
- ・ 相互理解の促進、契約手続き期間の短縮 等

3. 対象となる契約

- 新規且つ随意契約（特命又は確認公募）案件
- 新たな製品の開発又はそれに繋がる分析や評価等、機構にとって実績のない納品物や製作物、成果物を求める案件
- 企業が有するノウハウや提案を採用することで、合理性、品質確保等が図られる案件

1. 協議の観点

- 機構が目指す性能や機能、施工条件等を満たす仕様書となっているか。
- 参考見積書の価格や数量が明確な根拠や適正な算出方法により算定されたものであるか。

2. 協議の方法及び回数

- 当機構に参集いただき、対面又はWEB会議等により実施する。
- 協議回数は1回以上を原則とし、必要に応じて複数回実施する。

3. 協議における注意事項

- ▲ 協議により双方が合意した事項は、詳細仕様書、参考見積書の見直しに反映する。
- ▲ 協議は、参考見積書の各項目毎に実施し、総額についての協議は行わない。
- ▲ 仕様書や参考見積書に対し、機構から確認があった際は、信義に従い誠実に対応する。
- ▲ 機構より参考見積書の根拠資料の提出を求められた際は、信義に従い誠実に対応する。
- ▲ 機構の予算額又は予定価格に通じるような質問には回答できない。
- ▲ 仕様内容の検討や協議に要した費用は各自の負担とする。
- ▲ 本協議により決定した参考見積書の金額が契約額とはならないことに留意する。
- ▲ 協議の際、双方が折り合えない場合は、協議終了となる。



③ 契約手続きの流れ

- (1) 機構と契約予定先企業との間で**基本協定書を締結**する。
※基本協定書の期限は元となる契約の締結日又は本協定締結後〇〇日後又は協議の不成立が確定するまで。
- (2) 機構からの見積依頼時に提示する基礎仕様書を基に、契約予定先企業において、**仕様書の詳細内容の検討及び参考見積書の作成**を行う。
- (3) (2) の検討に際し不明点等があれば、機構の契約担当者や請求元担当者に確認する。
- (4) (3) において対面等での打合せが必要であれば、機構の契約担当者へ連絡の上、**技術対話を実施**する。
- (5) 詳細仕様書及び参考見積書の作成が完了しだい、**詳細仕様書、参考見積書、参考見積書の根拠資料を機構の契約担当者へ提出**する。
- (6) 提出資料（詳細仕様書、参考見積書等）について、機構から確認を求められた際は、信義に従い誠実に回答する。
- (7) 機構において提出資料の確認が完了し、仕様、価格等の協議を求められた際は、**対面で協議を行う**。
※対面が難しい場合は、Web会議（Teams, Zoom等）にて協議を行う。
- (8) (7) の協議の結果、詳細仕様書や参考見積書等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。
※仕様変更や価格低減策等の提案ができる場合は、提案の上見直しを行う。
- (9) (7) の協議の結果、双方が納得できる詳細仕様書、参考見積書となった際には、機構からの通知に基づき、確定仕様書及び参考見積書を提出する。
- (10) 機構からの交渉要請に基づき価格交渉を実施し、**交渉成立となった際は契約締結**とする。

1. 企業のメリット

- 仕様に裕度があるため、無理な価格交渉を強いられない
- 早い時期から予算や人員等の確保、履行計画策定が可能
- 仕様内容に関与できるため、より実効的な契約とすることが可能
- 自社の強みをより発揮できる仕様内容とすることが可能
- 発注元と仕様内容の共通認識が図れることで、追加対応リスクが軽減

2. FAQ

Q 1 : 本協議により決定した参考見積書の金額が契約額とはならないのは何故か？

A 1 : 本協議において企業より示された価格の根拠や算出方法について、機構がこれを認められない場合、市場価格や刊行物等の価格を鑑みて、価格を決定する場合があります。

Q 2 : 本契約方式において協議を行い、決定した価格と従来の契約方式で示してきた価格との間に差異が発生する可能性があるが問題はないか？また、今後の契約において価格の整合を図ることを求められるのか？

A 2 : 協議において従来の契約方式で用いる価格と異なる根拠を説明いただき、個別の理由として認められる場合には、差異が発生しても問題はありません。今後の契約においても、個別の仕様内容を鑑みて、適正な価格を採用いただくようお願いします。

3. 問合せ先

